

我孫子市財務規則の一部を改正する規則

我孫子市財務規則（昭和62年規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(前金払)</p> <p>第79条 略</p> <p>2 予算執行者は、<u>施行令第163条の規定により前金払をするときは</u>、官公署等に対して支払をする場合又は前金で支払う金額について特約がある場合を除き、契約金額の10分の3に相当する金額を超えて前金払をしてはならない。</p> <p>3 及び 4 略</p> <p>5 第3項に規定する公共工事<u>について、第132条の2に規定する低入札価格調査の対象となった者を落札者と決定した場合</u>における地方自治法施行規則附則第3条の規定の適用については、同条第1項中「4割」とあるのは<u>「2割」とし、同条第2項の規定は適用しない。</u></p> <p>(郵便貯金銀行からの振替による収納)</p> <p>第176条の2 次に掲げる収入金については、郵便貯金銀行における自動</p>	<p>(前金払)</p> <p>第79条 略</p> <p>2 予算執行者は、官公署等に対して支払をする場合又は前金で支払う金額について特約がある場合を除き、契約金額の10分の3に相当する金額を超えて前金払をしてはならない。</p> <p>3 及び 4 略</p> <p>5 第3項に規定する公共工事<u>の前金払の割合は、第2項の規定にかかわらず、地方自治法施行規則附則第3条の規定によるものとする。ただし、</u>第132条の2に規定する低入札価格調査<u>の適用を受けた公共工事</u>における地方自治法施行規則附則第3条の規定の適用については、同条第1項中「4割」とあるのは、<u>「2割」とする。</u></p> <p>(郵便貯金銀行からの振替による収納)</p> <p>第176条の2 次に掲げる収入金については、郵便貯金銀行における自動</p>

払込み及び窓口納付による振替（次項において単に「振替」という。）の方法により納付することができる。ただし、第2号、第3号、第11号及び第12号に掲げる収納金の振替収納にあつては窓口納付による方法により、**第9号、第13号及び第14号**に掲げる収納金の振替収納にあつては自動払込みによる方法により納付するものとする。

(1)から(12)まで 略

(13) 保育園保育料

(14) 学童保育室保育料

2 から 4 まで 略

附 則

1 から 5 まで 略

払込み及び窓口納付による振替（次項において単に「振替」という。）の方法により納付することができる。ただし、第2号、第3号、第11号及び第12号に掲げる収納金の振替収納にあつては窓口納付による方法により、第9号に掲げる収納金の振替収納にあつては自動払込みによる方法により納付するものとする。

(1)から(12)まで 略

2 から 4 まで 略

附 則

1 から 5 まで 略

（東日本大震災の復旧工事に要する費用の前金払の特例）

6 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及び当該地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による被害の復旧事業に係る工事に要する費用についての第79条第2項の規定の適用については、同項中「10分の4」とあるのは、「10分の5」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第176条の2第1項の改正規定は、令和4年8月1日から施行する。